

## 家畜伝染病等の廃棄基準の考え方

## 1 ヒトへの感染性が確認されている疾病

廃棄基準案：とさつ・解体禁止、全部廃棄

水胞性口炎、リフトバレー熱、アフリカ馬疫、牛丘疹性口炎、類鼻疽、牛カンピロバクター症、ニパウイルス感染症、馬インフルエンザ、馬モルビリウイルス肺炎、野兎病、馬パラチフス、伝染性膿疱性皮膚炎、流行性羊流産、疥癬、萎縮性鼻炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病

## 2 ヒトへの感染性が否定されている疾病

廃棄基準案：病変部位の廃棄

なし

## 3 ヒトへの感染性が不明な疾病

廃棄基準案：とさつ・解体禁止、全部廃棄

ブルータング、アカバネ病、悪性カタル熱、チュウザン病、ランピースキン病、牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛伝染性鼻気管炎、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱、トリコモナス病、ネオスポラ症、牛バエ幼虫症、馬ウイルス性動脈炎、馬鼻肺炎、馬伝染性子宮炎、小反芻獣疫、ナイロビ羊病、マエディ・ビスナ、伝染性無乳症、山羊関節炎・脳脊髄炎、山羊伝染性胸膜肺炎、オーエスキー病、伝染性胃腸炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚水疱疹、豚流行性下痢、豚赤痢、鳥インフルエンザ、伝染性ファブリキウス嚢病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン病、あひる肝炎、あひるウイルス性腸炎、馬伝染性貧血、鶏痘、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎

## 4 異常

廃棄基準案：異常部分の廃棄

臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい  
潤滑油又は炎性産物等による汚染

【注1】 下線部は、現行のと畜場法及び食鳥検査法により部分廃棄としている疾病。

【注2】 水胞性口炎、リフトバレー熱、アフリカ馬疫、ニパウイルス感染症、馬モルビリウイルス肺炎については、とさつ・解体禁止、全部廃棄措置とするよう農林水産省より意見を聴取している。

# 平成15年度厚生労働科学研究事業報告

## 「食品を介する家畜・家禽疾病のヒトへの

## リスク評価およびリスク管理に関する研究」

主任研究者 国立感染症研究所獣医学部長 山田 章雄

分担研究者 岩手大農学部獣医学科長 品川 邦汎

動物衛生研究所安全性研究部ズーノーゼス研究室長 中澤 宗生

国立医薬品食品衛生研究所安全情報第二室長 春日 文子





